

陳情番号	件名
第 26 号	請願・陳情の審議時間について
受理年月日	
30.8.24	

陳情の趣旨

陳情項目： 請願・陳情の審議時間を、各付託委員会開催当日の午後13時から約1時間程度を充てることを固定化することを、~~9月定例会議~~審議、採択していただくよう陳情いたします。

陳情理由： 相模原市議会の直近10定例会議の議案は合計528件で、市長提出議案は74.0%、市民からの陳情20.5%、議員・委員会提出議案はわずか5.5%でした。

しかし従来、陳情の審議は、通常、他議案の審議が全て終了した後であるため、その時刻を予測することができません。陳情提出者が、自らの陳情についての審議の様子を傍聴するためには、長時間他の議案の審議傍聴を余儀なくされるか、あるいは予測時間を誤って傍聴不能になるなどの支障を生じてきました。

また、過去には議案の審議が二日間にわたったため、一日目は無駄に時間を拘束された事例も複数回生じています。この状態を避けるため、請願・陳情の審議は午後一番目とする定刻化は是非とも実現してください。

なお、本陳情について、付託先委員会での提出者の陳述を希望いたします。

以上

陳情番号	件名
第 27 号	臓器移植の環境整備についての意見書の提出を求めることについて
受理年月日	
30.9.13	

陳情の趣旨

1 陳情趣旨

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、脾臓で206人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

2 陳情事項

- (1) ドナーを増やすため、国民が命の大切さを考える中で臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に務めること。
- (2) 臓器提供施設を増やすため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- (3) 臓器提供についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かい対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- (4) 臓器移植手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- (5) 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう次の対策を講ずること。

- ① ブローカーの厳罰化
- ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務
- ③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務
- ④ 違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精神面でのケア。

上記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出してください。

国へ